

報告第1号

特定地域型保育事業者の公表について

特定地域型保育事業者の公表について別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成31年1月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

瑞穂市教育委員会告示第1号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成31年1月8日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明



事業所の名称	地域型保育事業の種類	事業所の所在地	特定地域型保育事業者の名称	確認をした年月日
ちびっこ園。 ミズホ	小規模保育事業	瑞穂市牛牧 977番地1	株式会社 わぷらす	平成30年 12月27日

議案第 1 号

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について
瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

牛牧第 1 保育所の利用者の増に伴い、利用定員を変更するもの。

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

瑞穂市立保育所運営規程（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表牛牧第1保育所の項中「80」を「90」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

瑞穂市立保育所運営規程（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	2号利用定員 (3歳以上児)	3号利用定員		名称	2号利用定員 (3歳以上児)	3号利用定員	
		1、2歳児	0歳児			1、2歳児	0歳児
	人	人	人		人	人	人
本田第1保育所	124	24	2	本田第1保育所	124	24	2
本田第2保育所	124	24	2	本田第2保育所	124	24	2
別府保育所	180	88	12	別府保育所	180	88	12
穂積保育所	80	—	—	穂積保育所	80	—	—
牛牧第1保育所	90	—	—	牛牧第1保育所	80	—	—
牛牧第2保育所	174	44	2	牛牧第2保育所	174	44	2
西保育・教育センター	90	—	—	西保育・教育センター	90	—	—
中保育・教育センター	72	26	2	中保育・教育センター	72	26	2
南保育・教育センター	194	24	2	南保育・教育センター	194	24	2

議案第 2 号

瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

図書館の運営基準の見直しのため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市図書館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事業
- (2) その他瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

第3条ただし書中「瑞穂市」及び「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第4条第1号ただし書中「（以下「月曜振替休館日」という。）」を「以後最初に到来する休日でない日」に改め、同条第2号ただし書中「、月曜日及び」を「又は」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 図書整理日（1年を通じ12日とし、館長が定める日）

第4条第4号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」に改める。

第5条を次のように改める。

（利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、係員の指示に従い、図書館を適正に利用するとともに、正当な理由なく他の利用者の利用を妨げることのないように配慮するものとする。

第6条中「図書館の」を「図書館資料のうち」に改める。

第8条第1項中「（DVDソフトを除く。以下この条から第11条までにおいて同じ。）」を削り、同項第2号及び第3号中「岐阜県」を「市」に改め、同条第5項ただし書を削る。

第9条の見出し中「貸出し」を「個人貸出し」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 個人の図書館資料の貸出点数は、10点（うち視聴覚資料は3点まで）を限度とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その点数限度を変更することができる。

3 個人の図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して15日とする。
ただし、館長が特に必要と認めるときは、その期間を変更することができる。

第10条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 市内に事務所又は事業所を有する団体

(2) 主に市内で活動する読書関係団体

第11条の見出し中「貸出し」を「団体貸出し」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 団体の図書館資料（視聴覚資料を除く。）の貸出点数は、100点を限度とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数限度を変更することができる。

第11条に次の1項を加える。

3 団体の図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して30日とする。
ただし、館長が特に必要と認めるときは、その期間を変更することができる。

第13条第1項中「図書館は」を「館長は」に改める。

第14条第1項中「図書館は」を「館長は」に改め、同条第4項中「図書館」を「市」に改める。

第15条第1項中「現品又は相当の金額を」を削り、同条第2項中「現品又は相当の金額で」を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第8条、第10条関係)

申請年月日 年 月 日

図書館カード申請書

瑞穂市図書館長 宛

図書館カードの新規登録／再交付／登録内容変更を申請します。

利用者コード										本館・分館	個人・団体	
フリガナ									生年月日	年	月	日
氏名 (団体の場合は 団体名及び 代表者氏名)									性別	男・女		
電話番号	① () —				② () —							
住所										区分	在住 在学	在勤 その他
郵便番号	—			旧 No							再交付理由	
確認欄	運転免許証・保険証・学生証・その他 ()									<input type="checkbox"/>	紛失	
備考								受付者			<input type="checkbox"/>	破損
											<input type="checkbox"/>	カード読取不可
											<input type="checkbox"/>	

様式第3号(第8条、第10条関係)

図書館カード

(表)

瑞穂市図書館

(裏)

- ・ 図書館をご利用の際は、このカードをお持ちください。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第15条関係)

図書館資料亡失(汚損)届出書

年 月 日

瑞穂市図書館長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 () —

次のとおり図書館資料を亡失(汚損)したので、届け出ます。

	資 料 名	資料コード
亡失(汚損) 資料名等		
亡失(汚損) 年 月 日	年 月 日	
弁償の方法	現 物 ・ 代 替 資 料 ・ 円	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の瑞穂市図書館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続、その他の行為については、なお従前の例による。

瑞穂市図書館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（事業）</p> <p>第2条 瑞穂市図書館及びその分館（以下「図書館」という。）は_____、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事業</u></p> <p><u>(2) その他瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</u></p> <p><u>(3)から(8)まで 削除</u></p> <p>（開館時間）</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、_____教育委員会_____が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 瑞穂市図書館及びその分館（以下「図書館」という。）は、<u>図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき</u>、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 図書館資料の収集、整理及び保存</u></p> <p><u>(2) 図書館資料の貸出し及び館内提供</u></p> <p><u>(3) 他の図書館及び図書室との図書館資料の相互貸借</u></p> <p><u>(4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及び奨励</u></p> <p><u>(5) 館報、読書案内その他読書資料の発行及び頒布</u></p> <p><u>(6) 時事に関する情報、参考資料及び郷土資料の紹介並びに提供</u></p> <p><u>(7) 学校、公民館及び読書団体との連携並びに協力</u></p> <p><u>(8) その他図書館の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>（開館時間）</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、<u>瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が</p>

特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）となるときは、その翌日以後最初に到来する休日でない日
- (2) 休日の翌日。ただし、当該翌日が土曜日、日曜日又は_____休日に当たるときは除く。
- (3) 図書整理日（1年を通じ12日とし、館長が定める日）

(4) 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 略

（利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、係員の指示に従い、図書館を適正に利用するとともに、正当な理由なく他の利用者の利用を妨げることのないように配慮するものとする。

（視聴覚資料の館内利用）

第6条 図書館資料のうち視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、

特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）となるときは、その翌日（以下「月曜振替休館日」という。）
- (2) 休日の翌日。ただし、当該翌日が土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たるときは除く。
- (3) 12月を除く毎月末日。ただし、当該末日が土曜日、日曜日、月曜日、休日及び月曜振替休館日に当たるときは、翌月の最初に到来する前記以外の日

(4) 12月28日から翌年1月4日まで

(5) 略

（入館者の遵守事項）

第5条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外貸出しの手続を行っていない図書館資料を館外に持ち出さないこと。
- (2) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で飲食等をしないこと。
- (4) 館内及び敷地内（駐車場を含む。）において喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（視聴覚資料の館内利用）

第6条 図書館の_____視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、

係員の指示に従い所定の場所で利用することができる。

(個人の館外貸出し等)

第8条 図書館資料_____

_____の館外貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 略
- (2) 市____内の事業所に勤務する者
- (3) 市____内の学校に在学する者
- (4) 略

2～4 略

5 登録内容に変更が生じたときは、変更内容が明らかになる証明書等を提示し、図書館カード申請書により、速やかに館長に届け出なければならない。_____

(個人貸出しの手続)

第9条 略

2 個人の図書館資料の貸出点数は、10点(うち視聴覚資料は3点まで)を限度とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数限度を変更することができる。

3 個人の図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して15日とす

係員の指示に従い所定の場所で利用することができる。

(個人の館外貸出し等)

第8条 図書館資料(DVDソフトを除く。以下この条から第11条までにお

いて同じ。)の館外貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 略
- (2) 岐阜県内の事業所に勤務する者
- (3) 岐阜県内の学校に在学する者
- (4) 略

2～4 略

5 登録内容に変更が生じたときは、変更内容が明らかになる証明書等を提示し、図書館カード申請書により、速やかに館長に届け出なければならない。ただし、氏名を変更する場合には、図書館カードを提出する必要がある。

(貸出し_____の手続)

第9条 略

2 ビデオテープ、カセットテープ及びCDを除く図書館資料の貸し出しにあつては、1人5点以内とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数及び貸出期間を変更することができる。

3 ビデオテープ、カセットテープ及びCDの貸し出しにあつては、1人

る。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その期間を変更することができる。

(団体貸出し)

第10条 図書館資料の館外貸出しを受けることのできる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する団体
- (2) 主に市内で活動する読書関係団体
- (3) 略

2・3 略

(団体貸出しの手続)

第11条 略

2 団体の図書館資料（視聴覚資料を除く。）の貸出点数は、100点を限度とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その点数限度を変更することができる。

3 団体の図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して30日とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その期間を変更することができる。

(図書館資料の寄贈)

第13条 館長は、図書館資料として適当と認められる資料について、寄贈を受けることができる。

2・3 略

合わせて3点以内とし、貸出期間は、7日以内とする。

(団体貸出し)

第10条 図書館資料の館外貸出しを受けることのできる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に所在する社会教育関係団体
- (2) 市内に所在する読書関係団体
- (3) 略

2・3 略

(貸出しの手続)

第11条 略

2 図書館資料を1団体に貸し出す点数は50点以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数及び貸出期間を変更することができる。

(図書館資料の寄贈)

第13条 図書館は、図書館資料として適当と認められる資料について、寄贈を受けることができる。

2・3 略

議案第 3 号

瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 1 月 30 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

図書館の運営基準の見直し及び瑞穂市図書館条例施行規則改正に伴い、瑞穂市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示

瑞穂市図書館業務管理運営要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「一般開放及び」を削り、同条中「を一般開放及び利用者に」を「の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、分館については、第3号の規定は適用しない。

第4条第1号を次のように改める。

（1）学習活動の用に供する場合

第4条第2号中「ため」を「場合」に改め、「、館長の許可を受けた者」を削り、同条第3号中「ため」を「場合」に改め、「、館長の許可を受けた者（分館を除く。）」を削る。

第5条第1項中「もの」を「者」に改め、「、館長の許可を受け」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条を次のように改める。

（弁償の方法）

第6条 施行規則第15条第1項の規定による図書館資料の弁償は、現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、館長が指定する代替資料で弁償するものとする。

2 前項に掲げる方法による弁償が不可能な場合は、館長が適切な機関に協議の上、当該資料の損害賠償の代価を決定し、現金で弁償することができるものとする。

別記様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の瑞穂市図書館業務管理運営要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

別記様式(第5条関係)

年 月 日

瑞穂市図書館長 様

団 体 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (印)

代 表 者 電 話 番 号 _____

図書館施設利用許可申請書

利 用 施 設	学 習 室 (本 館 ・ 分 館)
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)
利 用 時 間	時 分 ~ 時 分
利 用 人 数	人
利 用 目 的	

瑞穂市図書館業務管理運営要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（学習室の_____利用）</p> <p>第4条 館長は次の各号のいずれかに該当する場合は、学習室の_____利用を許可することができる。ただし、分館については、第3号の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>学習活動の用に供する場合</u></p> <p>(2) <u>図書館事業の振興に資する読書会、講演会、研修会、展示会等の活動の用に供する場合</u></p> <p>(3) <u>稲里地域の住民が、自治会活動若しくは子ども会活動又はこれらに類する地域活動に自ら主催して公共的な会合に利用する場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（利用手続等）</p> <p>第5条 学習活動をする<u>者</u>を除き、学習室の利用を希望する<u>者</u>は、あらかじめ図書館施設利用許可申請書（別記様式）を提出し_____なければならない。</p>	<p>（学習室の<u>一般開放及び利用</u>）</p> <p>第4条 館長は次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>学習室を一般開放及び利用者に利用を許可することができる。</u>_____</p> <p>(1) <u>瑞穂市図書館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第19号）第4条に規定する休館日を除く土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）第4条の2第2項各号に掲げる授業を行わない日並びに館内が混雑する日</u></p> <p>(2) <u>図書館事業の振興に資する読書会、講演会、研修会、展示会等の活動の用に供するため、館長の許可を受けた者</u></p> <p>(3) <u>稲里地域の住民が、自治会活動若しくは子ども会活動又はこれらに類する地域活動に自ら主催して公共的な会合に利用するため、館長の許可を受けた者（分館を除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（利用手続等）</p> <p>第5条 学習活動をする<u>もの</u>を除き、学習室の利用を希望する<u>ものは</u>、あらかじめ図書館施設利用許可申請書（別記様式）を提出し、<u>館長の許可を受けなければならない。</u></p>

2 略

(弁償の方法)

第6条 施行規則第15条第1項の規定による図書館資料の弁償は、現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、館長が指定する代替資料で弁償するものとする。

2 前項に掲げる方法による弁償が不可能な場合は、館長が適切な機関に協議の上、当該資料の損害賠償の代価を決定し、現金で弁償することができるものとする。

別記様式（第5条関係）

略

2 学習室の利用条件については、施行規則第3条から第5条及び第15条第2項の規定を準用する。ただし、稲里地域が主催する公共的会合に係る利用については、その利用時間を閉館後から3時間以内とする。

3 略

(弁償の額)

第6条 施行規則第15条第1項の規定による弁償に係る図書館資料についての相当の金額は、次の区分により算出する。

一般書	登録後4年未満のもの	入手価格
児童書	登録後4年以上7年未満のもの	入手価格の75%
視聴覚資料	登録後7年以上10年未満のもの	入手価格の50%
絵本	登録後10年以上のもの	入手価格の25%
紙芝居		
雑誌	登録後1年未満のもの	入手価格
	登録後1年以上のもの	入手価格の50%

2 定価の表示のない図書館資料については、館長が適切な資料により、当該資料の定価に相当する額を類推し、その額を定価とみなして前項を適用する。

3 前2項の規定を適用することが困難な資料については、館長が適切な機関に協議の上、当該資料の損害賠償の代価を決定する。

別記様式（第5条関係）

略

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成31年1月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

平成31年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>（6）～（10） 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____</p> <p>（6）～（10） 略</p> <p>4・5 略</p>



瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の概要

当条例については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に従い、又は参酌し、定めたものであるが、この基準が改正される（平成31年4月1日施行）ことから、当条例についても所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられたことから、放課後児童支援員になるための資格要件である「大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」に「当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者」を加える。

《参考》

●専門職大学(4年制)とは

専門職大学は大学と同じ高等教育機関の一つで、実践的な職業教育を行う。

実務経験のある教員を多く任用し、インターンシップ（就業体験）に力を入れる。専門職大学を卒業すると「学士（〇〇専門職）」という学位が授与される。これらの学位は、それぞれの「学士」相当のものです。

※「〇〇」には修めた課程の特徴をより明確に表すよう、職業・産業分野の名称が付与

●既存の大学との違い

大学では、専門教育と教養教育や学術研究を併せて行うという機関の性格から、比較的、学問的色彩の強い教育が行われる傾向にあります。

専門職大学は、特定職種における業務遂行能力の育成に加え、特に、長期の企業内実習や関連の職業分野に関する教育等を通じ、高度な実践力や豊かな想像力を培う教育に重点を置く点に特色があります。また、教育課程の開発等を産業界と連営して行う、より実践的な教育を行う仕組みとなっています。

●専門職大学の前期課程、後期課程とは

専門職大学の過程は、4年一貫制のほか、4年の過程を前期(2年又は3年)・後期(2年又は1年)に区分する学科を設けることが制度上可能となっており、前期終了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関を卒業後に実務経験を積んだ社会人が学びなおしのために後期課程から入学するなどの学修スタイルが可能となります。

意見聴取

瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について

瑞穂市史編さん委員会設置条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成31年1月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市史編さんを担う編さん委員会を設置するため、市条例の制定にあたり瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市史編さん委員会設置条例

(設置)

第1条 瑞穂市史（以下「市史」という。）の編さん事業を適切に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、瑞穂市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 編さん委員会は、市史の編さんの基本方針、事業計画の策定その他市史編さんに関する基本的事項について審議する。

(組織)

第3条 編さん委員会は、第7条第1項の監修者及び編さん委員9人以内をもって組織する。

2 編さん委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 教育長

(2) 学識経験者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 編さん委員の任期は、委嘱の日から当該市史の編さん事業が終了するまでの期間とする。

2 編さん委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 編さん委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、編さん委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 編さん委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 編さん委員会は、編さん委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、編さん委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(監修者)

第7条 市史の編さん事業に関する指導、助言及び市史全体の構成、内容等の決定の責任者として、監修者を1名置く。

2 監修者は、市長が委嘱する。

3 監修者の任期は、委嘱の日から当該市史の編さん事業が終了するまでの期間とする。

(執筆者会議)

第8条 編さん委員会に、市史の編さんに係る資料の調査及び収集並びに執筆者間の調整を図るため瑞穂市史執筆者会議（以下「執筆者会議」という。）を置く。

2 執筆者会議は、監修者及び市史執筆者（以下「執筆者」という。）をもって組織する。

3 執筆者は、市長が委嘱し、執筆等業務を委託する。

4 執筆者会議は、監修者が会議の議長となり、会議を総理する。

5 執筆者会議は、必要に応じて監修者が招集する。

(庶務)

第9条 編さん委員会等に関わる庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、市史の編さんに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

青少年育成推進員	日額 6,000
----------	----------

」を

青少年育成推進員	日額 6,000
市史編さん監修者	月額 12,500
市史編さん委員	日額 6,000

」に改める。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年瑞穂市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会		行政職給料 円表の5級の職 務にある者 の旅費の例 による。	教育委員会		行政職給料 円表の5級の職 務にある者 の旅費の例 による。
委員	月額 25,000		委員	月額 25,000	
選挙管理委員会			選挙管理委員会		
委員長	日額 8,000		委員長	日額 8,000	
その他の委員	日額 7,000		その他の委員	日額 7,000	
投票管理者			投票管理者		
投票所の投票管理者	日額 12,600 ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（同項ただし書を除く。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。）に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事		投票所の投票管理者	日額 12,600 ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（同項ただし書を除く。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。）に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間	

	した時間を乗じて得た額 (小数点以下が生じた場合は、切り捨てるものとする。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。)を支給する。
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条の2第6項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
投票立会人	
投票所の投票立会人	日額 10,700 ただし、公職選挙法第40条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時

	で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額(小数点以下が生じた場合は、切り捨てるものとする。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。)を支給する。
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条の2第6項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
投票立会人	
投票所の投票立会人	日額 10,700 ただし、公職選挙法第40条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時

	間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条の2第6項に規定する投票時間の一部に従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
選挙長	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
開票管理者	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,800

	間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条の2第6項に規定する投票時間の一部に従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
選挙長	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
開票管理者	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,800

	ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
監査委員	
識見を有する者の中から選任された監査委員	日額 12,000
議会の議員の中から選任された監査委員	日額 6,000
農業委員会	
会長	月額 14,000
その他の農業委員会の委員	月額 12,500
農地利用最適化推進委員	月額 12,500
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000
健康管理医	月額 82,000 ただし、ストレスチェック実施後の高ストレス者への面接指導においては、1人当たり21,500円以内とする。
防災会議委員	日額 6,000
水防協議会委員	日額 6,000

	ただし、当日から継続して翌日にわたり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。
監査委員	
識見を有する者の中から選任された監査委員	日額 12,000
議会の議員の中から選任された監査委員	日額 6,000
農業委員会	
会長	月額 14,000
その他の農業委員会の委員	月額 12,500
農地利用最適化推進委員	月額 12,500
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000
健康管理医	月額 82,000 ただし、ストレスチェック実施後の高ストレス者への面接指導においては、1人当たり21,500円以内とする。
防災会議委員	日額 6,000
水防協議会委員	日額 6,000

国民保護協議会委員	日額 6,000
特別職報酬等審議会委員	日額 6,000
退職手当審査会委員	日額 6,000
情報公開審査会委員	日額 6,000
個人情報保護審査会委員	日額 6,000
政治倫理審査会委員	日額 6,000
法令遵守委員会委員	日額 6,000
固定資産評価員	日額 9,800
固定資産評価補助員	日額 6,000
行政改革推進委員会委員	日額 6,000
男女共同参画推進審議会委員	日額 6,000
民生委員推薦会委員	日額 6,000
身体障害者相談員	月額 2,040
知的障害者相談員	月額 2,040
社会福祉法人特別監査指導員	法人1件につき 100,000円以内
生活保護嘱託医	月額 55,000
特別障害者手当等審査嘱託医	日額 13,700
育成医療審査嘱託医	日額 13,700
児童扶養手当審査嘱託医	日額 13,700
国民健康保険運営協議会委員	日額 6,000
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,000

国民保護協議会委員	日額 6,000
特別職報酬等審議会委員	日額 6,000
退職手当審査会委員	日額 6,000
情報公開審査会委員	日額 6,000
個人情報保護審査会委員	日額 6,000
政治倫理審査会委員	日額 6,000
法令遵守委員会委員	日額 6,000
固定資産評価員	日額 9,800
固定資産評価補助員	日額 6,000
行政改革推進委員会委員	日額 6,000
男女共同参画推進審議会委員	日額 6,000
民生委員推薦会委員	日額 6,000
身体障害者相談員	月額 2,040
知的障害者相談員	月額 2,040
社会福祉法人特別監査指導員	法人1件につき 100,000円以内
生活保護嘱託医	月額 55,000
特別障害者手当等審査嘱託医	日額 13,700
育成医療審査嘱託医	日額 13,700
児童扶養手当審査嘱託医	日額 13,700
国民健康保険運営協議会委員	日額 6,000
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,000

嘱託医出務報酬	日額 30,000
保健センター管理医報酬	年額 240,000
予防接種嘱託医出務報酬	日額 35,000 ただし、受診人員が30人超の場合は、1,000円に30人を超えた数を乗じて得た額を加算する。
旅館建築審査会委員	日額 6,000
都市計画審議会委員	日額 6,000
道路整備計画審議会委員	日額 6,000
放置自動車廃物判定会委員	日額 6,000
中小企業損失補償審査会委員	日額 6,000
農業振興地域整備促進協議会委員	日額 6,000
上下水道事業審議会委員	日額 6,000
文化財保護審議会委員	日額 6,000
スポーツ推進委員	年額 10,000 ただし、年額報酬の他に日額3,000円を加算する。
社会教育委員	日額 10,000
社会教育推進員	年額 10,000

嘱託医出務報酬	日額 30,000
保健センター管理医報酬	年額 240,000
予防接種嘱託医出務報酬	日額 35,000 ただし、受診人員が30人超の場合は、1,000円に30人を超えた数を乗じて得た額を加算する。
旅館建築審査会委員	日額 6,000
都市計画審議会委員	日額 6,000
道路整備計画審議会委員	日額 6,000
放置自動車廃物判定会委員	日額 6,000
中小企業損失補償審査会委員	日額 6,000
農業振興地域整備促進協議会委員	日額 6,000
上下水道事業審議会委員	日額 6,000
文化財保護審議会委員	日額 6,000
スポーツ推進委員	年額 10,000 ただし、年額報酬の他に日額3,000円を加算する。
社会教育委員	日額 10,000
社会教育推進員	年額 10,000

	ただし、年額報酬の他に日額3,000円を加算する。
青少年育成推進員	日額 6,000
市史編さん監修者	月額 12,500
市史編さん委員	日額 6,000
教育支援センター運営委員会委員	日額 6,000
給食センター運営委員	日額 6,000
瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）に掲げる委員	日額 6,000
保育所嘱託医師	園児1人当たり 年額 1,000 入所前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
保育所嘱託歯科医師	園児1人当たり 年額 600

	ただし、年額報酬の他に日額3,000円を加算する。
青少年育成推進員	日額 6,000
教育支援センター運営委員会委員	日額 6,000
給食センター運営委員	日額 6,000
瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）に掲げる委員	日額 6,000
保育所嘱託医師	園児1人当たり 年額 1,000 入所前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
保育所嘱託歯科医師	園児1人当たり 年額 600

幼稚園・学校嘱託医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 1,000 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託歯科医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託眼科医師及び幼稚園・学校嘱託耳鼻科医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合

幼稚園・学校嘱託医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 1,000 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託歯科医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託眼科医師及び幼稚園・学校嘱託耳鼻科医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合

	は、115,000円とする。	
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1施設当たり 年額 11 5,000	
幼稚園長事務嘱託員	月額 280,000	
~~~~~		

	は、115,000円とする。	
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1施設当たり 年額 11 5,000	
幼稚園長事務嘱託員	月額 280,000	
~~~~~		

瑞穂市史編さん体制図（案）

瑞穂市史編さん委員会

監修者・委員 9名以内（教育長、学識経験者、その他市長が必要と認める者）

市史編さんの基本方針、事業計画の策定その他市史編さんに関する基本的事項について審議

監修者・執筆者



監修者 1名

市史編さんの事業に関する指導、助言及び市史全体の構成、内容等の決定の責任者として、市史編さんに係る全般を監修



執筆者会議

監修者（1名）
執筆者（10名程度）執筆に係る資料調査及び収集、並びに原稿の執筆

瑞穂市史編さん事務局

- ・市史編さんに関わる事務をつかさどり、専任の職員を配置
- ・事務局を生涯学習課内に置き、事務を遂行
- ・市史編さん事務局は執筆者分担以外の部分及び別冊を担当

事業名 (仮称)『瑞穂市史』第1巻編さん事業基本計画(案)

生涯学習課

1 市史編さんの基本方針について

- (1) 瑞穂市制 20 周年記念事業として発刊するため、平成 30 年度より市史編さん事業を開始し、5 年間で(仮称)『瑞穂市史』第1巻を発刊する。市史編さんの対象とする時代は「昭和 50 (1975) 年ごろ～瑞穂市合併後の初代市長時代まで：平成 19 (2007) 年」までのおおよそ 32 年間とする。なお、それ以前については、昭和 53 年度に両町が発刊した『穂積町史』『巢南町史』において記述済みである。
- (2) 今回の発刊は、上記の年代における行政資料等の客観的な資料をもとに、市勢の動向について通史編としてまとめる。市史としての客観性を確保するため、一定の時期を経た内容について記述する。
- (3) 今後の市史については、おおむね 25 周年ごとに(2)の方針に基づき発刊する。

2 今回発刊する市史の特徴について

- (1) 巻構成として、通史編と別冊「目で見える市史」の2巻とする。

①通史編について

- ア A 5 版(54 文字×18 行)600P 程度の1巻で構成する。…発刊数はおおむね 1,000 冊とする。
- ・無料配布用…200 冊
 - ・有償配布用…800 冊
 - ・巻の構成を以下の通りとする。

・第1編 昭和 50 年ごろから合併までの穂積町	・第2編 昭和 50 年ごろから合併までの巢南町
・第3編 平成の合併に至る経緯	・第4編 瑞穂市の始動
・第5編 補遺編	・年表、索引等

- イ 第4編「補遺編」は、次の2点で構成する。
- ・平成 23 年度より実施している企画展
 - ・今回の編さんを契機に市史として残しておかなければならない事項の掲載
- ウ「年表」について、記述該当年代～発刊の直前までの事実を掲載する。

②別冊「目で見える市史」について

- ・A 4 版で1巻を 100P 程度で構成する。
- ・写真資料により構成し、前回の両町史を含めてできる限り現代までを収録していく。
- ・無料配布用…200 冊
- ・有償配布用…800 冊

- (2) 編さんに関わる基本的事項について

①編さんに当たっては、以下の委員会等を置き、事業を推進する。

市史編さん委員会 (監修者・委員9名以内)	市史の編さんの基本方針、事業計画の策定その他市史編さんに関する基本的事項について審議する。
監修者 (1名)	市史の編さんに事業に関する指導、助言及び市史全体の構成、内容等の決定の責任者として、市史編さんに係る全般の監修を行う。
執筆者 (10名程度)	市史編さんに係る資料の調査及び収集並びに原稿の執筆を行う。
市史編さん事務局	市史編さんに関わる事務をつかさどり、専任の職員を配置する。なお、事務局を生涯学習課内に置き、事務を遂行する。また、生涯学習課員が通史編のうち執筆者分担以外の部分及び別冊を担当する。 ※事務局3名(2・5年次):課長、嘱託員(専任)、職員(兼務) 事務局4名(3・4年次):課長、嘱託員(専任)、編集補助職(専任)、職員(兼務)

②編さん期間5か年間の主な事業内容は以下の通りとする。

年度	年次ごとの主な内容
平成 30 年度(1年次)	・各種委員等の候補者の選定(監修者、編さん委員、執筆者等) ・基本的な編さん方針(案)の策定
平成 31 年度(2年次)	・事務局の発足 ・各種委員等の候補者の委嘱 ・基本的な編さん方針の決定 ・原稿の執筆、校正作業
平成 32 年度(3年次)	・原稿の執筆、校正作業
平成 33 年度(4年次)	・原稿の執筆、校正作業、原稿の校了
平成 34 年度(5年次)	・入稿→校正作業→製本作業→発刊、発送→残務整理

- ③編さんを通して新たに瑞穂市の文化財として保存する価値がある資料が発掘された場合には、その保存や活用方法について、編さん事業の中で検討していくものとする。